

**公益財団法人 日本消防協会 特別表彰「まとい」を受章！**

平成31年3月5日に挙行されました、第71回日本消防協会定例表彰式において、泉佐野市消防団が特別表彰「まとい」を受章しました。

特別表彰「まとい」は、日本消防協会表彰規程に定められている中で最高位の表彰であり、毎年、全国で約2,300ある消防団の中から10年以上の期間にわたって抜群の成績を維持し他の模範であると認められた10の消防団に授与されるもので、たいへん貴重で栄誉な表彰です。

**【消防団の歴史】** 消防団の歴史は享保3（1718）年、8代将軍吉宗が大岡越前守忠相と大火対策を協議し、町人による「町火消」を編成させたことが始まりとされています。明治5（1872）年に、明治維新に伴い町火消は「消防組」に改組。昭和14（1939）年、勅令「警防団令」により消防組は「警防団」と名称を変え、防空監視や空襲爆撃下の救護活動の任務も担うようになりました。昭和22（1947）年、勅令「消防団令」により警防団という戦時体制から「消防団」として再出発することになりました。

**【消防団の組織】** 消防団は、消防本部、消防署と並んで市町村の責務として消防組織法第9条により設置されているもので、全国で約86万人（消防職員は約16万人）の消防団員が活動しています。

**【泉佐野市消防団】** 泉佐野市消防団は、昭和23年公設消防の設置に伴い解散（当時、西・東・旭・北中・西出分団の5分団）しましたが、昭和29年に泉南郡南中通村、日根野村、長滝村、上之郷村、大土村の5村が泉佐野市と合併した際に消防団を残すことが決定し、各村に設置されていた消防団を統合して泉佐野市消防団を再結成し各村の消防団を分団と位置付けたもので、文化12（1815）年に鑄造された半鐘が残されていることから、町火消の時代から組織されていたことがうかがえます。

現在の泉佐野市消防団は、社会情勢の変化や災害模様の変化に対応するため、5分団の他、平成27年4月に女性だけで構成された女性分団、平成30年4月に市役所職員だけで構成された機能別消防団 市役所分団を加え、7分団170人（条例定数）の体制で消防本部・消防署とともに、火災をはじめとする各種災害対応にあたっています。



**被災者生活再建支援金を支給します**

昨年の台風第21号で、居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、泉佐野市被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建を支援します。なお、被害認定調査の結果に基づき対象者には、申請書などを送付します。

**対象** 下記のいずれかに該当する世帯  
**（一部損壊世帯は対象になりません。）**

- ①住宅が全壊した世帯
- ②住宅が大規模半壊した世帯
- ③住宅が半壊し、倒壊防止などのやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- ④敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

**支給額**

区分	(A) 基礎支援金	(B) 加算支援金	計 (A + B) (* 1)
	住宅の被害の程度	住宅の再建方法	
全壊世帯 (* 2)	100万円	建設・購入 200万円	300万円
		補修 100万円	200万円
大規模半壊世帯	50万円	建設・購入 200万円	250万円
		補修 100万円	150万円

(\* 1) 世帯人数が1人の場合は、各支給額に4分の3を乗じた額を支給します。

(\* 2) 住宅が「半壊」または「大規模半壊」の認定を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておくとは非常に危険である、修理にかかる費用が著しく高額などのやむを得ない理由で住宅を解体した場合には、「全壊」と同等の支援が受けられます。

**申請** (A) 基礎支援金 10月31日(木)まで  
 (B) 加算支援金 来年3月31日(火)まで

**防災行政無線放送が聞こえなかったら!?**

災害情報は、防災行政無線の屋外スピーカーからの放送以外に次の方法で確認できます。

- ①**自動電話案内サービス**  
☎479-3710に電話をかけ放送内容を聞く
- ②**ホームページ**  
市役所のホームページのトップページ左上のバナー「防災行政無線放送」をクリック
- ③**登録制メール**  
●事前にメールアドレスを登録し災害情報のメールを受け取る  
▼QRコード  
●左のQRコードを読み取り、空メールを送って登録  
※返信が無い場合は izumisano-city@raidan2.ktaiwork.jp からのメールを受け取れるように設定してください。
- ④**ツイッター**  
泉佐野市防災情報 (公式) Twitter (@Izumisano\_Bosai) を確認する



⑤**J:COM防災情報サービス**  
J:COMと契約し、防災情報サービス用端末で放送を聞く



⑥**ファックス**  
ファックスで災害情報を受け取る  
※自宅ファックスへの災害情報送信を希望する人は、自治振興課 危機管理室へ申し込んでください。